

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第98回

中国の倒産法（12）

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

中国では、「中華人民共和国企業破産法（試行）」（以下「旧破産法」という）等の従来の倒産関連法規に代わり、2006年8月27日、「中華人民共和国企業破産法」（以下「新破産法」という）が公布され、2007年6月1日から施行されている。本テーマの最終回となる本稿では、新破産法違反の行為に対する各種の法的責任について説明し、最後に、特殊な企業の破産に関する規定についても触れることにする。

1 新破産法違反行為に対する法的責任

Q1 取引先の中国企業X社は破産手続中ですが、破産の原因は、どうやら、X社の董事長Aが、X社の経営において不正行為を繰り返していたことにあったようです。しかも、Aは、破産手続にも全く協力せず、債権者集会への列席を拒否しているだけではなく、次のビジネスの準備と称して、管財人に交付すべきX社の印鑑及び帳簿等を自ら所持したまま勝手に各地を点々としています。このような場合、Aは、どのような法的責任を負う可能性があるでしょうか。

A1 破産の原因がAの不正行為にあった場合、Aは、忠実義務及び勤勉義務違反として損害賠償等の民事責任を負わなければならないが、また、破産手続終結の日から3年間は他の企業の董事等の高級管理職に就くことができず、当該不正行為が犯罪を構成する場合は刑事責任を追及される場合もあります。また、債権者集会に列席しない場合、人民法院は、Aを勾引し、且つ過料に処することができます。さらに、人民法院は、Aが管財人に印鑑及び帳簿を交付しないことについて、Aを過料に処することができます。また、人民法院の許可を経ずに勝手に移動している行為について、訓戒、拘留及び過料に処することができます。

新破産法は、1章を設け、同法に違反する場合の法的責任について規定している（新破産法第11章第125条乃至第131条。以下、特に記載しない限り引用条文は全て新破産法を指す）。以下、破産手続に関わる当事者毎に分けて、その新破産法違反行為に対する法的責任について述べる。

（1）董事等の高級管理職の法的責任

①忠実義務及び勤勉義務違反

企業の董事、監事等の高級管理職による職務の遂行は、会社及び株主の利益に直接関係し、企業の存続及び発展に多大な影響を与える。そこで、企業を規律する会社法では、「董事、監事、高級管理職は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、会社に対して忠実義務及び勤勉義務を負う」（会社法第148条第1項）と規定している。

そして、新破産法においても、上記の会社法の規定に対応する形で、当該企業の破産が、董事、監事、高級管理職の忠実義務及び勤勉義務の違反を原因とする場合、その董事等は、法に従い民事責任（財産の返還、損害の賠償等の責任）を負うものとされている（第125条第1項）。

②就任制限

会社法上、破産清算した会社、企業の董事、工場長、総経理を務め、当該会社、企業の破産に対して個人的な責任がある場合、当該会社、企業の破産清算完了の日から3年を超えない間は、董事、監事、高級管理職に就任することはできない（会社法第147条第1項第3号）とされていることに対応し、新破産法においても、上記の忠実義務及び勤勉義務に違反して、企業を破産させた董事、監事、高級管理職は、破産手続終了の日から3年間は、如何なる企業の董事、監事、高級管理職に就くこともできないとされている（第125条第2項）。

（2）関係人の法的責任

①債権者集会への列席拒否等

債務者の関係人（一般には債務者の法定代表者を指すが、人民法院の決定により、財務管理者及びその他の経営管理者を含むことができる。第15条第2項）は、人民法院が破産申立を受理する旨の裁定を債務者に送達した日から破産手

続終結の日までの期間（以下、本稿では「破産手続期間」という）、「債権者会議に列席し、且つ事実の通りに債権者の質問に回答すること」、「人民法院、管財人の要求に基づき業務を行い、且つ事実の通りに質問に回答すること」といった義務を負うことになる（第15条第1項第2号及び第3号。関係人の義務の詳細については、本連載「中国の倒産法（2）」を参照）。

そして、債務者の関係人が、当該義務に違反して、人民法院の召喚を受けても正当な理由なく債権者集会への列席を拒否した場合、人民法院は勾引し、且つ法に従い過料に処することができる（第126条前段）。

また、当該義務に違反して、陳述、回答を拒否した場合、または虚偽の陳述、回答をした場合、人民法院は法に従い過料に処することができる（第126条後段）。

もともと、人民法院による「勾引」は、「二度にわたり召喚状により召喚したが、正当な理由なく出廷を拒絶した場合」（民事訴訟法第100条）に、人民法院院長の許可を経て、勾引状を発行して行わなければならない（民事訴訟法第105条第1項及び第2項）。

また、「過料」については、個人に対する場合は1万元以下、組織に対する場合は1万元以上30万元以下との制限が設けられている（民事訴訟法第104条第1項）。

②住所地从からの移動制限

債務者の関係人は、破産手続期間中、「人民法院の許可を経ずに、住所地を離れない」という義務も負っているが（第15条第1項第4号）、当該義務に違反して無断で住所地を離れた場合、人民法院は、訓戒、拘留することができ、法に従い過料に処することができる（第129条）。

なお、「拘留」は、「人民法院が被拘留者を公安機関に引き渡して監視する」方法で行われるが、その期間は15日以下とされている（民事訴訟法第104条第2項及び第3項）。

③就任制限

債務者の関係人は、破産手続期間中、「その他の企業の董事、監事、高級管理職に新たに就任しない」という義務を負っている（第15条第1項第5号）。

（3）債務者の法的責任

①関連資料の提供義務違反等

破産申立が債権者により行われた場合、債務者は、人民法院により破産申立受理の裁定が債務者に送達された日から15日以内に、「財産状況説明、債権・債務台帳、財務会計報告並びに賃金の支払状況及び社会保険費用の納付状況」を人民法院に提出しなければならないとされているが（第11条第2項）、当該義務に違反して、債務者がこれらの資料を人民法院に提出することを拒否し、または不実の情報の提供を行った場合、人民法院は、直接の責任者を法に従い過料に処することができる（第127条第1項）。

また、債務者の「財産、印鑑及び帳簿、文書等の資料」については、管財人が選任され当該資料を接収・管理するまでの間は、債務者の関係人が適切に保管することになっているが（第25条第1項第1号及び第15条第1項第1号）、当該義務に違反して、債務者がこれらの資料を選任された管財人へ提供することを拒否し、または関連の財産の証拠資料を偽造、廃棄して財産状況を不明にさせた場合、人民法院は、直接の責任者を法に従い過料に処することができる（第127条第2項）。

②取消権の対象となる行為及び無効行為

債務者に、取消権の対象となる行為（第31条及び第32条。破産申立受理前1年以内における財産の無償譲渡、破産申立受理前6ヶ月以内における個別の債権者に対する弁済等）及び無効行為（第33条。債務の返済を逃れるための財産の隠匿等）があり、債権者の利益を損ねた場合は、債務者の法定代表者及びその他の直接の責任者は法に従い賠償責任を負うものとされている（第128条。取消権及び無効行為の詳細については、本連載「中国の倒産法（4）」を参照）。

（4）管財人の法的責任

①忠実義務及び勤勉義務違反

管財人は、新破産法上、重大な職責（第25条等。管財人の職責の詳細については、本連載「中国の倒産法（3）」を参照）を負っており、破産手続において重要な役割を果たしている。そのため、管財人には、勤勉に職責を尽くし、忠実に職務を執行することが求められており、当該義務に違反した場合、人民法院は、法に従い過料に処することができ、また、債権者、債務者または第三者に損失を与えた場合、法に従い賠償責任を負うものとされている（第130条）。

また、破産手続の遂行に重大な影響を与える可能性のある一定の行為（人民法院が管財人の更迭を決定した後、旧管財人が新管財人への関連事務の引継ぎ

を拒否する場合等)については、人民法院は、個人が管財人の場合は1万元乃至5万元、社会仲介機構が管財人の場合は5万元乃至20万元の過料を決定することができ(「企業破産案件の審理における管財人の指定に関する規定」第39条第1項)、上述した一般の過料の場合よりもその最低額が引き上げられている(特別な過料対象行為の詳細については、本連載「中国の倒産法(3)」を参照)。

②就任制限等

社会仲介機構または個人の管財人に、上記①で言及した特別な過料対象行為や、正当な理由なく人民法院の管財人の指定を拒絶する行為等があった場合、管理人名簿を作成した人民法院は、当該社会仲介機構または個人の管財人への就任を1年間乃至3年間停止し、または管財人名簿から除名することができる(「企業破産案件の審理における管財人の指定に関する規定」第39条第2項)。

(5) 刑事責任

以上は、破産手続に関わる当事者の立場毎の法的責任であるが、それらの行為またはその他新破産法の規定に違反する行為が、犯罪を構成する場合、法に従い刑事責任を追及されることになる(第131条)。具体的には、例えば、虚偽財務会計報告提供罪(刑法第161条)、清算妨害罪(刑法第162条)、会計証拠等の隠匿または故意毀損罪(刑法第162条の1)、破産詐欺罪(刑法第162条の2)、収賄罪(刑法第163条)、国有企業等の職員の職務怠慢等により破産等をもたらす罪(刑法第168条)、業務上横領罪(刑法第271条)及び資金流用罪(刑法第272条)等の犯罪に該当する可能性がある。

2 特殊な企業の破産

Q2 昨今の金融危機の影響により、世界各地で金融機関の破産が増えているようですが、中国の金融機関が破産する場合、新破産法がそのまま適用されるのでしょうか。

A2 金融機関の破産であっても、原則として新破産法がそのまま適用されますが、その影響の重大性等に鑑み、金融機関の破産申立権者には国务院金融监督管理機関が含まれ、また、同機関による金融機関の接收・管理、委託管理等に際しては、人民法院に対し、当該金融機関を被告または被執行人とする民事訴訟

手続または執行手続を中止するよう申し立てることができるといった特別な措置が認められています。また、金融機関が破産を実施する場合、国務院は、その実施規則を制定することができるかとされています。

新破産法は全ての企業法人に対して適用されるものであるが（第1条及び第135条）、一定の種類企業については、その特殊性に鑑み、特別な規定を置いている。即ち、国有企業の破産は、新破産法の施行前から、その歴史的背景を踏まえた政治的・政策的観点に立った政府主導による国有企業改革の一環として行われてきたとの特殊事情があり、また、金融機関の破産は、一国の経済・金融システム全体に影響を与える可能性があり、柔軟な処理が求められるとの特殊事情がある。これらの特殊事情に配慮して、新破産法は、第12章「附則」において、国有企業及び金融機関の破産について、以下のような特別規定を置いている。

（1）国有企業の破産

新破産法は、「新破産法の施行前に国務院が定めた期限及び範囲内の国有企業が実施する破産の特殊事項については、国務院の関連規定に従い処理する」（第133条）ものと規定し、一定の制限の下、従来の政府主導による国有企業の破産計画を踏襲するものとしている。

この点、2006年1月16日に、国務院の事務局が、全国の企業の併合・破産及び従業員のリストラ業務の指導組織に配布した「国有企業の政策的な廃業・破産業務を更に全うすることに関する意見の通知」（以下「本通知」という）によれば、「国有企業が実施する政策的な廃業・破産は、歴史上残された問題を解決するために採られる一つの特殊政策である」（本通知前文）として、国有企業の破産を政策的な立場から実施するものとしている。

もっとも、同時に、「政策的な廃業・破産の実施期限は2005年乃至2008年とする。2008年以降は政策的な廃業・破産を再び実施しない」（本通知第1条）として、その実施期限を定めているため、新破産法及び本通知に基づく限り、2008年が「国務院が定めた期限」であり、2008年以降に実施される国有企業の破産については、新破産法に基づいて行われることになるものと思われる。

(2) 金融機関の破産

商業銀行、証券会社、保険会社等の金融機関の破産は、一般企業の破産とは異なり、債権者の数が膨大で、債権債務の関係も極めて複雑である上、一国の経済・金融システム全体に関わる可能性もあり、社会の安定に多大な影響を与えかねないとの特殊性を有している。

そのため、新破産法は、金融機関の破産について、これらの特殊性に迅速且つ柔軟に対応できるよう、以下のような特別規定を置いている。

①破産申立権者

新破産法においては、債務者または債権者に限って破産等を申し立てることができるのが原則であるが（第7条）、金融機関に破産原因等（破産原因等の詳細については、本連載「中国の倒産法（2）」を参照）がある場合に、当該金融機関自身またはその債権者による破産申立を待っては、被害が更に拡大し、金融システムに取り返しのつかない損害が発生するおそれもある。

そこで、新破産法は、金融機関に破産原因等がある場合、「国务院金融監督管理機関は、人民法院に対し、当該金融機関に対する再生または破産清算の申立を行うことができる」（第134条第1項前段）として、破産申立権者に金融監督管理機関を加えている。

②民事訴訟手続または執行手続の中止

重大な経営上のリスクが発生した金融機関について、実際には、いきなり破産等を申し立てるのではなく、先に金融監督管理機関が金融関連法規に基づき接收・管理、委託管理等の措置を実施し（商業銀行法第64条及び証券法第153条等参照）、それでも経営が正常に回復しない場合に初めて破産手続に移るものと思われる。

しかし、一定の債権者が人民法院への訴訟提起及び強制執行の申立等を通じて、金融機関の財産を先に確保してしまうような場合、金融監督管理機関による接收・管理、委託管理等の措置が正常に実施できなくなってしまう。

そこで、新破産法は、「国务院金融監督管理機関が、法に従い重大な経営上のリスクが発生した金融機関に対して接收・管理、委託管理等の措置を講じる場合、人民法院に対し、当該金融機関を被告または被執行人とする民事訴訟手続または執行手続を中止するよう申し立てることができる」（第134条第1項後段）としている。

③国务院による実施規則の制定

金融機関の破産であっても、一般的には新破産法がそのまま適用されることになるが、上述のような金融機関の破産の特殊性に柔軟に対応できるよう、「金融機関が破産を実施する場合、国務院は、新破産法及びその他の関連する法規の規定に従い実施規則を制定することができる」（第134条第2項）ものとされている。